

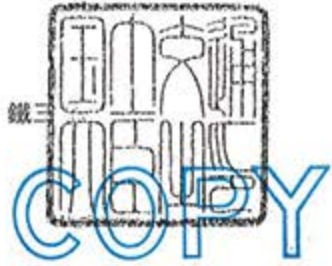


# 認定書

国住指第 3135 号  
平成 19 年 3 月 30 日

東洋突板工業株式会社  
代表取締役 大関 一宏 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2 第一号から第三号まで(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号

NM-1301

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ウレタン系樹脂塗装天然木単板張/両面薄葉紙張アルミニウムはく張火山性ガラス質複層板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。